

## ・個人・法人の比較(経費)

	個人	法人
給与	・専従者給与として支払可能 ・配偶者控除、扶養控除の適用なし ・届出が必要	・役員報酬、給与として支払可能 ・非常勤役員にも支払可能 ・配偶者控除、扶養者控除の適用可能
地代	・生計一親族への支払は経費にできない	・適正な金額を経費にできる
減価償却	・強制償却	・任意償却
生命保険料	・生命保険料控除のみ	・経費(保険の種類による)
交際費	・不動産業に関するもの	・年800万円まで損金
車両費	・個人使用と按分	・原則全額経費
社宅家賃	・適用なし	・経費
倒産防止共済	・事業所得、農業所得のみ経費	・全額経費
退職金	・適用なし	・支払可能

## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2017/9月号

## 中小企業倒産防止(セーフティ)共済のすすめ

## 名目は倒産に備えて…

今月は中小企業や個人事業者にお得な共済をご紹介したいと思います。

この共済は名目上は取引先事業者が倒産し、債権回収が困難になった場合などにドミノ倒産を防止する観点から最高8000万円もの貸付けを受けることが出来るという制度です。この掛金が税務上法人であれば損金、個人であれば必要経費に算入されることから、実態としては節税商品として使われていることが多いでしょう。具体的には、掛金月額5000円～20万円まで選択でき、増額減額自由、総額800万円まで積み立てることができます。

任意解約の場合でも40か月積み立てれば満額返ってきます。解約返戻金は益金や所得になりますので解約時期には留意が必要ですが、返戻金は下がりませんので解約時期は自由に選べます。

## 「国」保証付きの節税策

この掛金は前納もできますので、1年分前払いして損金（経費）に算入

することができますから、決算間際に利益が出過ぎた、という場合でも最高240万円もの損金（経費）をねん

出できます。この節税制度の胴元は独立行政法人中小企業基盤整備機構で、99.9%国出資の天下り団体です。つぶれる心配は銀行より無さそうですので、リスクほぼなしです。

なお、個人事業者は事業所得の経費としてのみ認められますので、地主や大家さんは不可です。適用したいのであれば賃貸経営を法人化するしかありません。

## 今月のコメント

先日福岡へ出張へ行きました。福岡は2度目でしたが、前回海鮮料理がとても美味しかった記憶が残っており、特に東京と違う透明なイカの美味しさが忘れられずにいました。今回もそれを楽しみに良店を事前に知り合いに聞いて、無事美味しい海鮮を頂くことが出来ました。出張はそれほど多くありませんのでダイエット中にもかかわらず出張先では毎度暴飲暴食をしてしまい、後で後悔するというのがいつものパターンとなっております。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷5階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



## 東栄税理士法人